

新潟県条例第7号

新潟県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

新潟県公益認定等審議会条例（平成19年新潟県条例第79号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。<u>以下「法」という。</u>）第50条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人（<u>法第2条第3号に規定する公益法人をいう。</u>）若しくは公益信託（<u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。</u>）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。